

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 村松ショッピングセンター  
所在地 五泉市村松小新保1301-1  
設置者 株式会社魚齋藤
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時間  
(変更前)
    - ・株式会社魚齋藤  
午前10時00分から午後8時00分
    - ・大嶋屋  
午前10時00分から午後8時00分
    - ・株式会社タツミヤ  
午前10時00分から午後8時00分
    - ・有限会社桑原宝石店  
午前10時00分から午後8時00分(変更後)
    - ・株式会社魚齋藤  
午前9時00分から午後9時00分
    - ・大嶋屋  
午前9時00分から午後9時00分
    - ・株式会社タツミヤ  
午前9時00分から午後9時00分
    - ・有限会社桑原宝石店  
午前9時00分から午後9時00分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時00分から午後10時00分  
(変更後) 午前8時30分から午後10時00分
- 3 変更年月日  
平成28年6月29日
- 4 変更の理由  
営業時間の延長によって利用客の利便性を向上するため。
- 5 届出年月日  
平成28年6月28日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、五泉市商工観光課及び村松支所でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成28年7月12日から平成28年11月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp